

大学評価と大学図書館

土屋俊

大学改革支援・学位授与機構

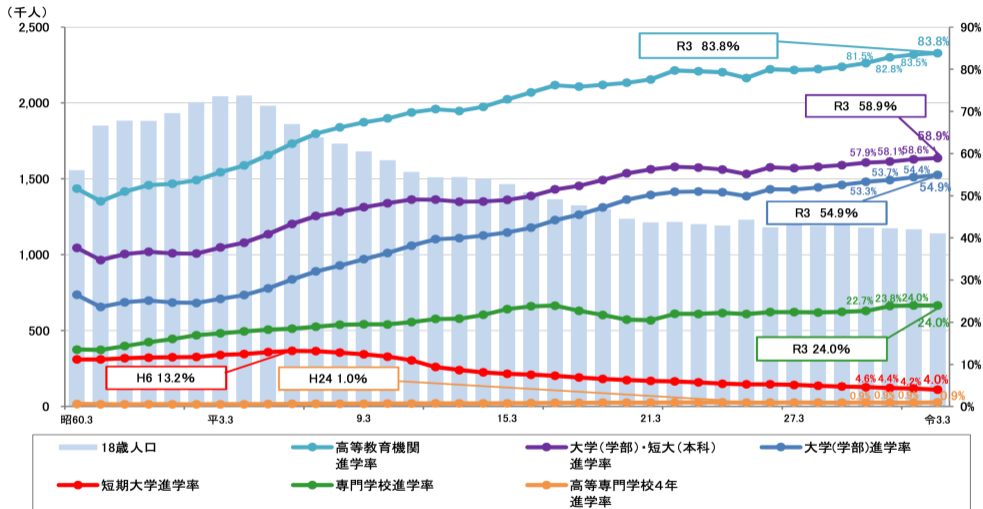
2022年7月6日

令和4年度大学図書館職員長期研修にて

目次

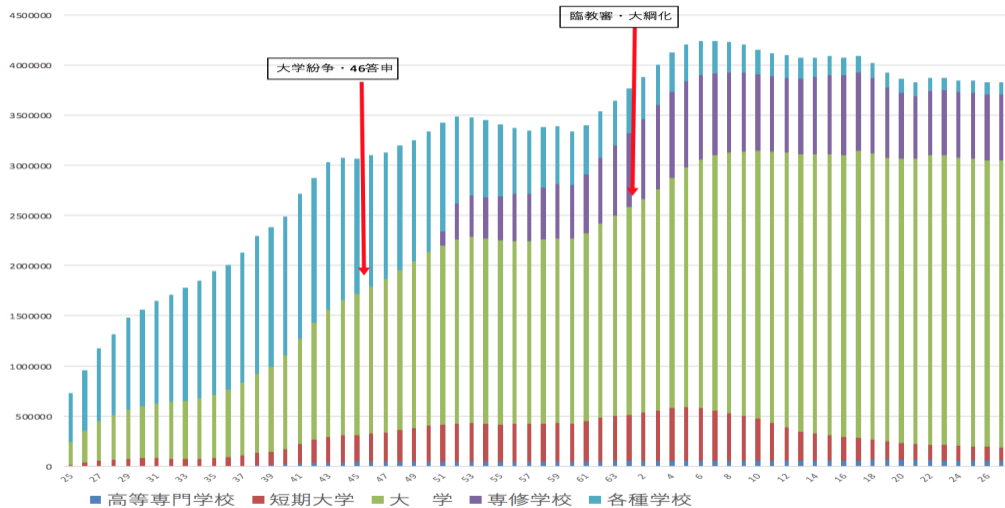
1. なぜ大学評価が求められるのか、質保証が求められるようになったのか
2. 日本における高等教育改革と大学評価の動向と現状
3. 大学評価における大学図書館の存在の耐えられない軽さ。しかし、内部質保証に意味はあるかもしれない

進学率の上昇?



文部科学省「令和3年度学校基本調査(確定値)の公表について」(2021年12月22日)

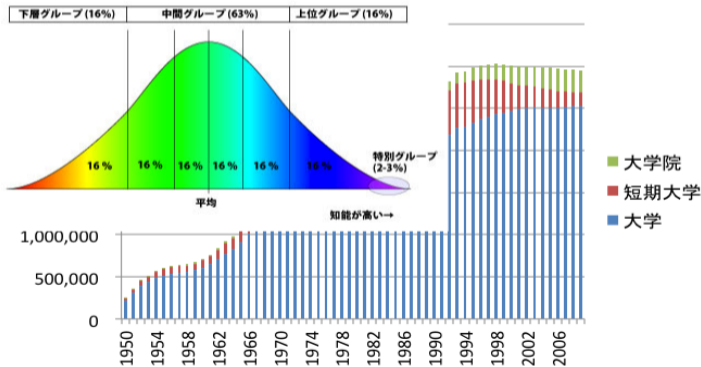
でも、日本の高等教育は20年以上同規模(学生300万人)



学校基本調査の数値による

したがって、18歳人口減は高等教育学生数減を意味するわけではないが、学力の低下は必然的。

現在、進学率60%弱で、半数近くが推薦・OA入学



20世紀後半高等教育を支えた2つのドグマ(先進国における)

- 「工場」(factory) モデル
 - (初中等教育に関する用語としては、19世紀末～20世紀初頭に成立した大量生産の) **工場**における一斉授業・一斉検査をモデルとする「学校」教育
 - (高等教育に関する比喩的な用法としては) 入学者は「原材料」であり、卒業生は「製造物」であり、大学の機能は学生に付加価値をつけること
 - 効率的な学位授与が自己目的化する可能性 ⇒ 中等教育後 (post-secondary) ないし第三次 (tertiary) 教育の「質保証」(quality assurance) が必要
- 学生消費者主義 (student consumerism, David Riesman)
 - 学生は、(単位、学位によって測定される) 高等教育サービスという商品(授業料、学習時間等で) 購入する消費者である (リースマンの議論はより能动性を求めるが) ⇒ 「教育 ⇔ 学習」は「交渉事」
 - ⇒ 当然、「顧客満足度」(授業アンケート?) で測定される質の (組織としての) 維持は必要

日本の大学を考えるいくつかの視点

- 学費を除けば他の先進国と共通の問題をもつ
- 300万人に4兆円を使う ⇒ 納税者と授業料支払い者が stakeholder
[(国立大学運営費交付金+国立大学授業料) +
(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助) +
(公立大学授業料+自治体支出) +
(研究助成)
4~5兆円程度、基礎は一人100万円
- 8割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ 「高等」というよりも、
postsecondary/tertiary
- 研究資金はほとんどすべて公的資金
- 教育研究の「グローバル化」？ ただし、雇用市場の国際流動化と研究人材
還流 (brain circulation) の国際化は間違いないらしい

社会の知識化

- 先進国における社会の知識化 ⇒ 不断・普段の学習
 - 知識の獲得、創造、流通、応用が経済社会の発展に**直接**つながる社会 (1960年代後半から諸説)
 - インターネット基盤社会の到来 (1993年以降+携帯・スマートフォン) によって実現の方向
 - そのような社会では、個人が知識を獲得、創造、流通、応用することが、その個人の利益、幸福に**直接**つながるはず ⇒ 高等教育へのアクセスへの需要と供給体制の強化
- 途上国における社会の知識化 ⇒ 「科学技術立国」
 - 国家発展のための人材の養成
 - 派遣・留学から自国内養成へ ⇒ 高等教育体制の「上から」の整備
- 「国境を越えた」(Cross-border, Transnational) な教育についてもこの背景を考慮すべき。とくに資格枠組みによる労働力の流動性の向上のためにも。

「評価」を求める社会的背景

- 象牙の塔: 19世紀以降社会から隔たった価値観と行動様式で特徴づけられる知識人の集団を揶揄する表現 (esotericism +(academic) elitism)
- しかしむしろ、学問の自律性の観点から「象牙の塔」であるべき (A)
- しかし、大学には「顧客」「買い手」がいる。
 - 消費者本人 (= 商品) とそのスポンサー: 学習者・学生・卒業生とそのスポンサー
 - (卒業生の) 雇用者: 企業、公的団体、非営利団体
 - 知識の利用者: 各業界 (専門家)、政府、統治者
- しかし、大学が人間の集団である以上マネジメントは必要。象牙の塔は腐敗する。実際、きわめて不透明 ← 規則、権威、排他 (教員選考) 等々
- 大学を外部から見て、「評価」することが必要 (B)
- (A) と (B) の相克

「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ(1)

- イギリス: サッチャー改革以降 ⇒ universal access to HE ⇒ Students at the heart of the system (実は、借金させて授業料納付という制度へ(2012)) ⇒ さらに、2018年から Office for Students(教育省)への所管変え
- アメリカ: 営利大学の勃興(学生の10%)、低い卒業率)、オバマの挑戦(雇用創出、世界トップへの復帰、卒業率をどうにかしろ!) ⇒ アク্রেディテーション団体へのプレッシャー ⇒ 単位時間(Credit hour)と学習成果(としてのCompetency)とのせめぎあい + テクノロジーの活用(たとえば Southern New Hampshire University) ⇒ 高等教育法制の再授権(reauthorization)等
- ヨーロッパ:
 - ボローニャ・プロセスからヨーロッパ高等教育圏(EHEA)へ(2010年) ⇒ European Standards and Guidelines(2015年改訂)
 - コペンハーゲン・プロセス(2002年):職業教育・訓練(VET)のEU域内協調 ⇒ 学術と職業教育の共通の流動性の基盤の創造

「大学評価」から質保証の国際的枠組みへ (2)

- ASEAN: ASEAN 域内の流動性の強化 (2015 統合目前)
 - ヨーロッパ・モデルによる高等教育の地域的振興政策 (UNESCO、SEAMEO-RIHED 等の (国際的) 高等教育振興、AQAN)
 - 旧宗主国からの「輸入」のさまざまな形態 (Branch campus, Franchise, Twinning, Validation, etc.)
- 日中韓: 別方向を向きつつ協力
 - “CAMPUS Asia” ⇒ 「モニタリング」
 - 東アジアへの影響力
- アジア・太平洋地域: 高等教育輸出国オーストラリア
- 国際的な枠組み調整 (National Qualifications Framework)
 - さらに、「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する条約」(2011年11月)
- 国際的アクリディターの跳梁跋扈 (ビジネススクール、工学教育等)
- グローバルな「ランキング」の勃興隆盛 (ARWU, THE, QS, Webometrics, etc.)
⇒ ローカルなランキング市場の創出?

テクノロジーによる大学教育の改革

- MOOC/MOOCs: Massive Open Online Course(s) ⇒ 2012年に disruptive としてブーム化 (Coursera, UDACITY, edX, FutureLearn, ...) ⇒ 2015年段階でブームは終結
 - 大量履修者、無料提供、インターネット活用、(映像だけでなく) 授業そのものの提供
 - 完遂率の低さ、ビジネスモデルの展望がたちにくい ⇒ 既存の大学システムとの共存?
 - 職業教育への「転身」
- Blended Learning/Flipped Classroom
- (州立系) 通信制遠隔教育のオンライン化 (UMUC, etc)
- For-profit(営利) 大学の勃興 (The University of Phoenix) と近年の退潮 (?)
- (図書館的には) **OER(Open Educational Resources)** との関係 (OCW/MOOC というよりは、) たとえば、California State University System の MERLOT ⇒ “Open Textbook Pilot Program(DOE)” ⇐ それらの前提としての教科書価格高騰問題。しかし、Cengage と McGraw Hill の合併話すらでた (2020年5月終焉)

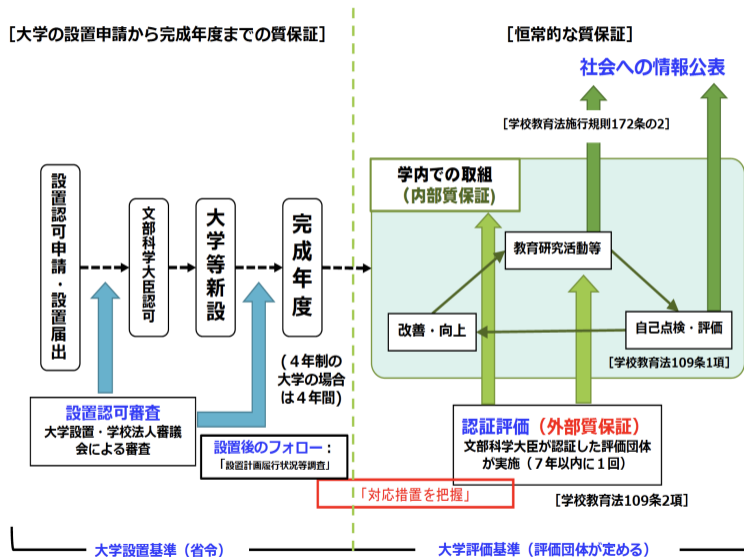
さまざまな観点から「大学評価」＝「質保証」が必要

- 大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証
 - ⇒ 大学機関別認証評価ベルの評価) (「プログラム」の評価は日本では専門職大学院だけ)
- 資源配分の客観的根拠の確立と検証
 - ⇒ 中期目標達成モデルによる国立大学法人評価 (ただし、「部局」別の現況の評価も行なわれている)
- 社会的な説明責任の履行
 - ⇒ 教育情報公表の義務化 (学校教育法施行規則) ⇒ 「大学ポートレート」(国公立共通の検索が可能に (2015年稼動だが、、、))
 - ⇒ **機関リポジトリの位置づけ**
- 各大学の教育 (と経営) の基礎となる客観的認識
 - ⇒ IR(Institutional Research)
 - ⇒ 第三者評価は機関別であるが、質は分野ごとに異なる
- 国際的観点
 - ⇒ 国際的な枠組み調整の基盤 (たとえば、ダブル・ディグリー (DD)、ジョイント・ディグリー等) ⇒ DD に関して大学設置基準の改正 (2014年11月)

背景: 第二次世界大戦後日本の高等教育改革と大学評価

- CIE/教育刷新委員会/文部省 (占領期)
- 大学基準協会と「大学基準」(1950 年代初頭)
- 大学設置基準 (文部省令) とその実施 ⇒ 1956 年制定 ⇒ 1980 年代までを支配
- いわゆる中教審「46 答申」(「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」)(1967 年諮問、71 年答申)。私学助成 ▶ 進学率
- 総理府 (当時) に設置された臨時教育審議会 (1985 年 – 1987 年)
- 1990 年代以降、大学審議会等
 - 設置基準大綱化を含む設置基準改正で「自己評価」が登場 (1991 年) ⇒ **このタイミングで大学設置基準第 38 条の改正 (!)**
 - ⇒ 学校教育法へ (2002 年、**2004 年**施行)、同時に第三者評価 (=「認証評価」)
 - 大学院重点化 (1991 年から 2000 年)
 - 「留学生 10 万人計画」(1983 年から。2003 年に達成)
 - 国立大学法人化 (**2004 年**) ⇒ 法人評価 (2008 年度、2010 年度、2016 年度)
 - 「ミッション再定義」「都市部抑制解除いや抑制」「指定国立大学法人」「10 兆円ファンド」等々

現在の日本における質保証の考え方: 設置認可・届出と認証評価の二段構え



まぎらわしい用語たち

- 自己点検・評価 (学校教育法第 109 条第 1 項) ; 外部評価 ; 第三者評価
- 大学機関別認証評価 (学校教育法第 109 条第 2 項)
- 専門職大学院認証評価 (学校教育法第 109 条第 3 項)
- 国立大学法人評価 (国立大学法人法第 9 条、第 31 条の 3)
- 分野別評価 (JACME, JABEE, etc.)
- プログラム別評価 ⇔ 機関別評価
- 「大学ランキング」

認証評価 (Certified Accreditation and Evaluation)

- 「教育研究等 (=教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備 (同条第 1 項) の総合的な状況について) (学校教育法第 109 条第 2 項) 「7 年以内」 (政令) ごとに評価を受ける ⇒ 教育 (学習) の質の保証 (同条)
- **認証**された評価機関による**評価** (=認証評価)
 - 大学基準協会 JUAA(財団法人、会員制)
 - 日本高等教育評価機構 JIHEE(財団法人、会員制)
 - 大学改革支援・学位授与機構 NIAD-QE(独立行政法人)
 - 大学・短期大学基準協会 (財団法人、会員制)
 - 法人大学教育質保証・評価センター (財団法人、会員制)
- 大学からの**求めにより**、**大学評価基準に従って**行う (法 109 条第 4 項)
- 評価結果の扱い、評価を受けなかったときの罰則の規定はない
- 2004/5 年から 2010/11 年までに (原則として) 全大学第 1 サイクル終了 ⇒ 大学教育の運営、質の向上には貢献 (シラバス、授業時間、「単位」、「ポリシー」等)

平成30年度から3巡目 ← 平成27年度、28年度の関連省令改正

- 学校教育法施行規則 165 条の 2 第 1 項の 2 ⇒ 「3つのポリシー」策定の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 ⇒ ポリシー公表の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 大学設置基準第 42 条の 3、大学院設置基準第 43 条 ⇒ 職員の能力向上への取り組み (SD) の義務化 (平成 29 年 4 月 1 日施行)
- 学校教育法第 37 条第 14 項の改正 (28 年 3 月改正、29 年 4 月 1 日施行)。同法第 114 条による大学への準用。大学設置基準第 2 条の 3 の追加。 [▶ JUMP](#)
- 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 (「細目省令」) ⇒ 内部質保証、3 方針を評価する事項として追加し、前者を重点的評価事項とする。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

3 方針策定・公表の法令義務化

1 卒業の認定に関する方針等の策定

(1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針（大学院にあっては、ウの方針に限る。）を定めるものとする。こと。（学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項）

ア卒業の認定に関する方針

イ教育課程の編成及び実施に関する方針

ウ入学者の受入れに関する方針

(2) (1) のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。こと。（同条第 2 項）

▶ BACK

教員と職員 ⇒ 平成 27 年度中央教育審議会大学分科会審議

「専門的職能をもつ大学職員 (たとえば、図書館員)」

大学設置基準第 42 条の 3:大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

学校教育法第 37 条第 14 項:「事務職員は、事務に従事する。」⇒「事務職員は、事務をつかさどる。」

大学設置基準第 2 条の 3:大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

▶ BACK

学校教育法第 109 条の改正 (2020 年 (令和 2 年度) 施行)

- 認証評価においては、大学等は教育研究活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定される (「適合認定」)(学校教育法第 109 条第 5 項)
- 適合しているという旨の認定を受けられるように努力する義務が大学にある (同条第 6 項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して報告又は資料の提出を要求する義務がある (同条第 7 項)。

⇒ これは制度上、重要な改正。この改正までは、第 109 条は第 4 項までで、大学が認証評価機関の評価を定期的に受ける義務までを規定。その結果どうなるかは規定されていなかった。(設置認可 (後述) の後の法令違反等に対する措置は同法 15 条で規定されていたが。)

15年たった認証評価:教育機関としての大学

- 3つの「方針」の策定と公表
 - 大学基準協会の対象校では第1サイクル終了段階で半数以上の大学で策定・公表され、計画・実行・点検・改善サイクルが機能するようになっていた
- 主体的学習を可能にする制度、環境の整備
 - シラバスの整備の急速な進展
 - 学習時間の測定と点検
 - CAP 制度
 - GPA 制度
 - 成績評価における達成度概念の導入
 - 授業アンケートの常態化
 - ファカルティ・ディベロメント (FD) の普及
- 人材育成に対する社会から要請の反映、社会との連携の強化
- 学生支援の充実 (独自奨学金制度、きめ細かい相談、補習、生活環境、社会人学生への対応、「ポートフォリオ」の導入)

15年たった認証評価: 「教育」から「学習」へ

- In loco parentis からの離脱。実は微妙
 - 教育機関における家父長主義 (paternalism)
 - 大学生は子供か? 自立した消費者か?
- 「学生中心主義」「学生参加 (participation) 主義」「学生関与 (engagement) 主義」への移行?
 - ある種の地域では、「学生組合」(Student union) を通じて伝統的なものとなっている
 - 日本では、「学生自治会」は1960年末段階で「無力化」されていた
 - 「学生参画型FD」という試み ⇒ 2008年(岡山大学)くらいから今も継続
 - 「アクティブ・ラーニング」の推進、普及は、学生の「主体性」「能動的関与」をより多く求めることになっている(はず)
 - 学校と労働市場の共通通貨としての**学習成果**(学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学習期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果)の重視

要するに、何を評価するのか

細目省令

イ 教育研究上の基本組織

ロ 教員組織

ハ 教育課程

ニ 施設及び設備

ホ 事務組織

ヘ 卒業に認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み

リ 財務

ヌ イからリまでに掲げるもの以外

大学設置基準

第一条 第1項略。第2項 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。第3項 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第2章 教育研究上の基本組織

第3章 教員組織

第4章 教員の資格

第5章 収容定員

第6章 教育課程

第7章 卒業の要件等

第8章 校地、校舎等の施設及び設備等

第9章 事務組織等

第10章 以下略

平成31年度からの基準 (大学改革支援・学位授与機構の場合)

領域1 教育研究上の基本組織

領域2 内部質保証

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表

領域4 施設及び設備 ((← 図書館はもっばらここ)) 並びに学生支援

領域5 学生の受入

領域6 教育課程と学習成果

平成30年度からの基準 (大学基準協会の場合)

- 1 理念・目的
- 2 内部質保証
- 3 教育研究組織
- 4 教育課程・学習成果
- 5 学生の受け入れ
- 6 教員・教員組織
- 7 学生支援
- 8 教育研究等環境 (← 図書館はもっばらここ)
- 9 社会連携・社会貢献
- 10 大学運営・財務

手順 (大学改革支援・学位授与機構の場合)

- 評価機関の選択
- 自己評価書作成研修
- 自己評価書作成・提出 図書館の位置づけは微妙
- 自己評価書にもとづく評価原案の作成 (評価チーム)
- 追加資料の要請
- 質問項目 (書面、訪問調査時) の確定
- 訪問調査 (2日間) まず確実に図書館を訪問
- 評価報告書 (案) の作成・送付
- (もしあれば) 意見申し立て
- 意見申し立ての審査
- 評価報告書の確定・通知・公表
- 評価チームは、学長 (経験者) クラスの主査と分野ごと、高等教育の専門家の委員数名 (つまり、「ピア」) からなる

その他の「大学評価」(1):質保証

- 専門職大学院
 - 法科大学院、ビジネススクール、教職、ファッション、等々
 - 国際的評価機関も存在するので、国による保証の意味は複雑
 - 機関別ではなく、「プログラム」の評価 ⇒ 内容に立ち入る
 - **ここでは、図書館が単独項目となることが多い**
- プログラム評価(多くの場合、職能に関連する)
 - 「大学院」ではないが、薬学(JABPE)、医学(JACME)等の分野における同業者評価が立ち上がりつつある(すでに、工学分野ではJABEEがある)
- 大学改革支援・学位授与機構の選択評価
 - 研究の状況
 - 地域貢献の状況
 - 教育の国際化の状況

その他の「大学評価」(2):国立大学法人評価

- 政策評価としての国立大学法人評価 ⇔ (最低の質を保証する) 認証評価
 - (独立行政法人評価に準じて) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施し、つぎの中期目標達成のための予算措置に反映させる
 - 大学改革支援・学位授与機構に大学等の教育研究活動等の状況について評価を要請
 - 同機構は、「達成評価」「現況分析」「研究業績水準判定」という3つの方法で評価を行なう
- ⇒ 「研究」の評価はもっぱらこちらが行なっている ⇒ **ビブリオメトリクスのデータの活用 (Scopus 利用)**
 - 評価結果は点数化され、運営費交付金の配分に(わずかに)影響を与えた(第1期、平成23年度)しかし、昨今の文部科学省の政策では、運営費交付金各年配分のための「評価」は別の方法による(3分類、KPI、)
 - 第1期では、暫定評価と確定評価を実施(第2期(2016年実施)は暫定評価はしない ⇒ 第3期では4年目までの実績で6年分の評価をする(2020年実施))

令和2年度に実施した国立大学法人評価(第3期)

- 86 国立大学法人(教育・研究・その他) + 4 大学共同利用機関法人(研究・共同利用・教育・その他)
- 86 国立大学法人の教育に関する達成度は、「特筆すべき進捗」2.4%、「計画以上の進捗」20.0%、「順調」65.9%、「おおむね順調」11.8% 「遅れている」0.0%
- 865 評価対象組織(学部・研究科等)の教育活動の状況(現況分析)については4段階評価。
- 591 評価対象組織(学部・研究科等)の教育活動の状況(現況分析)についても4段階評価。
- 研究に関する現況分析の前提となる「研究業績水準判定」では、**掲載論文の被引用数及び掲載雑誌の平均被引用指標の分野内位置を Scopus に基づき評価者に提供** ⇒ 案外使われたというアンケート結果

2. 学部・研究科等の現況分析

(1) 教育の評価結果(865組織)

	教育活動の状況		教育成果の状況	
	項目判定		項目判定	
特筆すべき高い質にある	63	7.3%	33	3.8%
高い質にある	223	25.8%	93	10.8%
相応の質にある	574	66.4%	739	85.4%
質の向上が求められる	5	0.6%	0	0.0%

(2) 研究の評価結果(591組織)

	研究活動の状況		研究成果の状況	
	項目判定		項目判定	
特筆すべき高い質にある	66	11.2%	57	9.6%
高い質にある	208	35.2%	181	30.6%
相応の質にある	317	53.6%	353	59.7%
質の向上が求められる	0	0.0%	0	0.0%

その他の「大学評価」(3):ワールドランキング

- 簡単な歴史
 - *US News and World Report*(since 1983): 進学先情報
 - *Academic Ranking of World Universities*(ARWU): 上海交通大学で2003年に創始(これが最初のワールドランキング)、*Times Higher Education*(THE) や *Quacquarelli Symonds* (QS) による。さらに、*CWTS Leiden Ranking*、*Webometrics* などなど
 - 「ピア」評価、ST比、被引用、留学生比・外国人教員比などの指標に重みをつけて加算した値によって次元に並べるのが常套手段
- 功罪
 - 消費者保護、透明性・客観性、“reputation survey” 利用、ビブリオメトリクス利用
 - 商業主義? 序列化?
- さまざまな動向
 - 多次元化 ⇒ Multiranking
 - 朝日新聞社、日本経済新聞社等による「ランキング」
 - 政策に活用 (SGU)
 - THE/ベネッセとか、QS/河合塾/三井物産とか、、、

大学評価における大学図書館

- ひとつで言えば、相手にされていない。⇒ 直接的「ポイントゲッター」ではない
 - 収入で評価できない
 - 「成果」は測定できない
 - かくらうじて、蔵書数? 入館者数? 貸出冊数? 自主的学習スペースの確保?
- 一般に、インフラ系は直接の評価の対象になりにくい
- つまり、検討すべきことは、
 - どう位置づけられているか
 - 学習支援(「教育支援」とはもう言わない)における役割
 - 研究支援についてはアピールしにくくなっている
 - 図書館からの貢献のあり方

図書館の位置づけ

- 附属施設としての位置づけ
 - 教育組織ではないので、認証評価では「さらっと」扱われる。出てくるデータも蔵書数、開館時間などなので、普通は誰も気にしない。(法人評価では実質対象外)
 - せいぜい、自習の場としての機能
 - しかし、2014年くらいから「ラーニング・コモンズ」が「優れた点」として取り上げられるようになってきている ⇒ 最近は飽きられつつあるが、それでも2016年で神戸女子大、首都大学東京ほか短期大学7校で「優れた点」
- 情報関連施設としての位置づけ
 - しかし、ICT環境整備は、「センター」の仕事と認識されている
 - 機関リポジトリはあまり見えない
 - (ラーニング・コモンズはどうやってアピールするべきかわからない ⇒ **過去のスライドでこう書いた**)
 - 機関リポジトリは「教育情報の公表」とあまり結びつけて考えられていない ⇒ ただし、2013年度施行の学位規則改訂(インターネットによる博士論文の公表の義務化)

教育のための附属施設としての図書館

- 大学の施設の一部としての位置付け（「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」。今は大学設置基準第36条▶36、第38条▶38）
- その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが多い
- しかも、基準の解説を見るといまだに建物、保存庫としての図書館 ⇒ 「蔵書数」、「面積」
- すぐ「司書」と呼んでしまう元教員の評価委員
- 図書館が変わりつつあることを、図書館側から主張しないと変わらない。基準は同業者による基準なのだから

▶ JUMP

大学設置基準第36条

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

大学設置基準第 38 条

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

▶ BACK

大学設置基準改正への動き:令和3年度中央教育審議会大学分科会

- 教員組織 ⇒ 教育研究実施組織
- 「教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で協働」
- 「学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織」
- 「組織規定の一体的整理及び今日の事務組織が果たす役割を明確化」
- 「図書及び図書館（第 38 条）については、電子化、IT 化の進展や今日の図書館の役割を踏まえた規定に見直す観点から、閲覧室、整理室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定（第 38 条第 4 項、第 5 項）については削除するとともに、教育研究を促進するため、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生並びに教員及び事務職員等へ提供するものとする旨の規定を置く。」

<https://current.ndl.go.jp/node/45322> 参照

大学における学習支援の基盤としての図書館

- 単位と勉強時間
 - 45 時間の学修内容の修得に対して 1 単位
 - 授業は 15 時間。したがって、30 時間の自習が必要?
 - 週 40 時間とすると、600 時間。これを 45 時間で割ると、、、
 - 現実と乖離? でも、アメリカでも同じ考え方だとすれば、、、(DOE は、2012 年に法制化した)しかし、アメリカでも「学習成果」への注目 (*Spellings Report*(2006)⇒ “College Portrait” ⇒ “College Scoreboard”)
- 自習環境としての図書館
 - 整備は必要だが、自己評価に盛り込みにくい
 - しかし、学習成果 (learning outcomes) への関心のシフト
 - しかし、「教えられたことが身についている」+「社会的生活における効用」(≈ 卒業 X 年後の収入)

大学設置基準第21条

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。(以下略)

政策面の動向

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。(p.10)

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の始点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的増加・確保が必要であると考えた。(p.11)

(『大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』(答申)平成24年8月28日中央教育審議会)

教育情報公表の義務化

- 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(学校教育法 113 条)
- 実際にはあまり公表されなかったもので、私立大学については、公表の程度を私学助成に反映 (2011 年から)
- さらに、大学分科会提言を受けて、学校教育法施行規則の改訂 (第 172 条の 2. 2011 年 4 月施行)
- 2015 年春から、『大学ポータル』運用 ⇒ ???

図書館の役割

- 図書館自体の評価への取り組み
 - (外部評価にとりこまれず) 形骸化した自己評価から改善を志向する自己評価へ
 - データの収集だけでなく、分析も (自己評価書の図書館部分の記述は「弛緩」している ⇒ 求めないことにした)
 - 社会貢献は、図書館の一般市民利用でかならず参照されるが、あまりインパクトはない。貸出、カタログ共有化 (しかし、所詮補完的) ⇒ おそらく自己満足
 - どういう「施設」であるかの自己了解の変更を (「場」から「テクノロジー」へ。評価は難しくなるけど)
- 大学評価への貢献 (自大学について)
 - 研究評価における (および、それに基づく戦略立案について) ビブリオメトリクス手法の活用 (Impact Factor, SciVal/InCite, ORCID, DOI(JaLC)、.. (しかし、図書館には売りに来ない) ⇒ URA との競合、協力、のっとり
 - 学習の質向上への貢献の可視化 (図書館こそが学習の場!)
 - 機関リポジトリは教育情報の公表の観点から位置づけ

まとめ: 大学評価と大学図書館

- いずれにせよ、評価と質保証の時代であることは確実
- したがって、主体的取り組みをすべき
- 具体的には、
 - 学習の場として再構築し、その貢献を結果として示す
 - ▶ スペース (資料の保存閲覧の静寂から共同学習空間の喧騒へ)
 - ▶ 学習支援人材としての図書館員
 - ▶ コンテンツ (Discovery を含む)
 - ▶ 学習経験の追跡、捕捉、評価 (教員への働きかけ)
 - URA を乗っ取る ⇒ 研究評価業務に「加担」し、かつ、大学の研究戦略への積極的貢献 (データがビブリオメトリクスであるので図書館員向きなはず)
 - 教育、研究両面における「テクノロジー」提供主体としての位置づけ
- 基準をみずから提案し、可能なかぎり指標化を行ない、外部性を担保することが必要 (大学評価基準改正は別にしても)